

平成 20 年 5 月 16 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）（案）
に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「退職給付に係る会計基準」の改正について

割引率にかかる「退職給付に係る会計基準注解（注 6）」（以下、「注解（注 6）」という。）のみを見直すのではなく、回廊アプローチの採用も含め、全般的な見直しを実施していただきたい。

（理由）

退職給付会計は、多くの仮定あるいは見積りを伴うものであることから、国際的には、数理計算上の差異の認識に関しては、認識を緩和するため①回廊アプローチを採用する方法と②重要性基準を採用する方法があると認識している。

現在の会計基準および会計実務では、注解（注 6）における一定期間の利回りの変動を考慮する方法と、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」第 18 項における割引率変動が退職給付債務に与える影響額とを合わせて重要性基準を適用し、数理計算上の差異の認識が緩和されていると理解している。

このような状況において、利回りの変動を考慮することのみを廃止することは、退職給付会計の数理計算上の差異の認識を緩和するとの基本理念に反するものである。

したがって、注解（注 6）のなお書きを単純に削除するといった短期的な取組のみを優先させるのではなく、回廊アプローチの採用あるいは重要性基準の適用余地の拡大など、全般的な見直しを実施していただきたい。

2. 第2項について

継続適用を条件に、例えば、期末日1ヶ月前の利回りを基礎として、割引率を決定する方法も認められる旨の記載を追加していただきたい。

(理由)

本公開草案では、貸借対照表日現在の利回りを基礎として割引率を決定することとされている。しかしながら、実務上の観点からは、期末日時点の利回りにより期末(翌年度期首)時点のPBOを算定し、注記等の計数作成を実施することは、PBO算定に要する時間を考慮すると不可能と考えられる。

過去5年間の平均値を用いる従来の取り扱いから判断すると、期末日直前の利回りの変動が割引率の決定に大きく影響を与えることは、現実的には僅少であると想定されるため、継続適用を条件に、例えば、期末日1ヶ月前の利回りを基礎として、割引率を決定する方法も認められる旨の記載を追加していただきたい。

3. 第4項について

本改正案の適用開始に伴い、数理計算上の差異の処理年数の変更が可能である旨を明記していただきたい。

(理由)

注解(注6)にある一定期間の利回りの変動を考慮する方法が削除された場合には、数理計算上の差異の処理年数を変更する必要性が生じる可能性もある。

これは、会計基準の変更に伴うものであるので、変更可能な旨を明確にしたい。

以 上